

消費者だより

2021年12月号

子供のオンラインゲーム 課金トラブルに注意

子どもがスマートフォンや家庭用ゲーム機でオンラインゲームを利用し、保護者の知らない間に多額の課金をしてしまうトラブルが増えています。

相談事例

- ①先月、携帯電話利用料の請求が突然高額になった。調べると、小学生の子どもが、母親のスマートフォンを使ってゲームアプリで課金をしていた。友達から「お金がかからないでゲームができる」と、携帯電話利用料と合算して支払う方法を教えてもらったようだ。
- ②オンラインゲームの決済メールが届いた。10歳の息子が家庭用ゲーム機を使ってオンラインゲームで遊び、ポイント購入のため8万円の課金をしていたことが判明した。ゲーム機には父親のアカウントのみで、父親名義のクレジットカードを登録していた。息子は課金されているとは知らなかったようだ。

保護者へのアドバイス

- ①オンラインゲームで課金する場合のルールを決めておく
「保護者に気づかれないよう課金する方法」を紹介する動画サイトもあります。保護者のアカウントで子どもに利用をさせることはやめましょう。
- ②「ペアレンタルコントロール」を利用する
これは子どものゲーム利用を管理・保護するため、プラットフォームごとに備わっている機能です。子どものアカウントでの課金を制限することができます。
- ③請求があっても、未成年者取消しが可能な場合がある
未成年者が親権者の同意なく結んだ契約は「未成年者取消権」により、取り消すことができます。ただし、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げとなります。子どもには「ゲーム課金」の危険性をしっかりと伝えましょう。
困ったことがあれば、消費生活センターに相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)